

静岡県保険者協議会設置運営規程

(目的)

第1条 静岡県保険者協議会は、静岡県内の保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第2項に規定する保険者及び都道府県後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）の加入者に係る健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有や、それに基づく取組の推進等を図るとともに、静岡県医療費適正化計画の策定又は変更、同計画の実施についての静岡県への協力、静岡県保健医療計画の策定又は変更に当たっての意見提出等を行うことを目的とする。

(事業)

第2条 静岡県保険者協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営等に関する保険者その他の関係者間の連絡調整
- (2) 保険者に対する必要な助言又は援助
- (3) 医療に要する費用等に関する情報についての調査及び分析
- (4) 静岡県医療費適正化計画の策定及び変更に関し、静岡県保険者協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出
- (5) 静岡県医療費適正化計画の実施についての静岡県への協力
- (6) 静岡県保健医療計画の策定及び変更に関し、静岡県保険者協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出

(構成)

第3条 静岡県保険者協議会は、次の者を委員として構成する。

- (1) 静岡県健康福祉部医療健康局国民健康保険課を代表する者
 - (2) 全国健康保険協会静岡支部を代表する者
 - (3) 健康保険組合を代表する者
 - (4) 国民健康保険の保険者を代表する者
 - (5) 共済組合を代表する者
 - (6) 静岡県後期高齢者医療広域連合を代表する者
 - (7) 静岡県国民健康保険団体連合会を代表する者
- 2 静岡県保険者協議会は、県担当部署、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会及び保健師会を代表する者、学識経験者並びに企業及び大学等の関係者等の参画及び助言を求めることができる。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 静岡県保険者協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 1名
- 2 役員は委員の互選により選任する。ただし、必要があるときは、委員以外の者から選任することを妨げない。
- 3 監事は、会長又は副会長を兼ねることができない。

(役員の職務)

- 第6条 会長は、会務を総理し、静岡県保険者協議会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席のときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、静岡県保険者協議会の財務を監査し、定期的に監査報告を行う。
- 4 役員は、その任期が満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行う。ただし、役員の所属等に変更が生じた場合は、第3条第1項の各号に定める当該構成団体が選出する後任がその職務を行うことができる。

(議事)

- 第7条 静岡県保険者協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 静岡県保険者協議会の議事は、委員のうち会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(作業部会の運営)

- 第8条 静岡県保険者協議会は、第2条各号に掲げる事項について検討を行うため、作業部会を設置する。
- 2 作業部会は、静岡県保険者協議会から付託された事項について調査協議し、その結果を静岡県保険者協議会に報告する。

(費用の負担)

- 第9条 静岡県保険者協議会の運営等に要する経費については、静岡県保険者協議会を構成する関係者が応分に負担する。

(事務局)

第10条 静岡県保険者協議会の事務は、静岡県健康福祉部医療健康局国民健康保険課及び静岡県国民健康保険団体連合会が処理する。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第11条 この運営規程に定めるもののほか、静岡県保険者協議会の運営その他庶務の分担に関する事項については、第3条第1項各号に掲げる委員間において協議する。

附 則（平成27年8月21日規程第1号）

- 1 この運営規程は、平成27年9月1日から施行する。
- 2 第9条に定める経費については、国から受ける助成額を控除して得た額とする。
- 3 この運営規程の施行の際現に改正前の静岡県保険者協議会設置運営規程第3条第1項に規定する委員（以下「旧委員」という。）である者は、改正後の静岡県保険者協議会設置運営規程第3条第1項に規定する委員（以下「新委員」という。）となるものとみなす。この場合において、新委員としての任期は、旧委員の残任期間とする。

附 則（平成28年2月25日規程第2号）

この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月23日規程第1号）

この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月22日規程第1号）

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月28日規程第1号）

この規程の改正は、平成31年2月28日から施行する。